

解約できるのかな?

どうしよう?  
信頼できるかな?

騙された!



インターネット



電話での勧誘



訪問販売

そうだ!!  
電話で聞いてみよう!



はい!  
高山市消費生活センターです!

消費生活相談専用ダイヤル

☎0577-35-2030

高山市消費生活センター(高山市役所 協働推進課内)  
受付時間:8:30~17:15 (土・日・祝・年末年始を除く)

商品やサービスの多様化に伴い、悪質な電話勧誘や訪問販売、契約や取引に関するトラブル、多重債務など、消費生活に関する様々な問題が多発しています。そうした被害や不安、苦情などについて相談を受け付け、問題解決のための助言やあっせんなどをして、問題解決の手助けをするのが「消費生活センター」です。

事業者とのトラブルで困ったときや、商品やサービスについて「あやしいな」「不安だな」と思ったときは、一人で悩まずにお早めに「消費生活センター」にご相談ください。

# ネット通販のトラブル急増中！

トラブル事例

①

## 「おためし品」を買ったら定期購入になっていた

お試し500円！

「初回限定おためし500円」というサプリメントの広告を見て、1回試してみようと購入した。その後、注文していないのに、1ヶ月後に同じ商品が届き、高額な定価の請求書が入っていた。販売会社に電話しても繋がらない。



### <ポイント！>注文時には表示内容を十分確認しよう！

- ・注文時には、規約や契約内容、返品方法についてなど十分に確認しましょう。
- ・表示内容を十分確認し、注文画面の印刷や保存をしておきましょう。

トラブル事例

②

## ネットで注文した商品が届かない・連絡がとれない

海外のブランドのダウンコートをネットで申し込み、指定された口座に代金を振り込んだのに、商品が届かない。販売会社には電話が通じず、サイトに表示されていた住所も実在しないことがわかった。

品物がとどかない！



トラブル事例

③

## ニセモノ・不良品が届いた

海外のブランドの財布がネットで半額で売られていたため、急いで注文して代金を振り込んだ。後日、海外から荷物が届き、商品は明らかにニセモノだった。サイトに表示されているメールアドレスにメールをしたが、返事がない。

### <ポイント！>利用前にあやしいサイトを見分けよう！

- ・悪質な販売会社の場合、代金を先に振り込んだ後にお金を取り戻すのは困難なため、利用前に安全性、信頼性をしっかり確かめることが重要です。
- ・あやしいサイトの見分け方は
  - × 極端に安い
  - × 文字や文章に違和感がある
  - × 「前払い」しか選べない
  - × 問い合わせ先がフリーメール
  - × 会社概要、連絡先が不明 などこれらを参考に、利用前に確認しましょう。



無い商品をおもむきで装って販売する、ニセモノを本物と偽って販売するなど、悪質なサイトの被害が増えています。海外との通販は言葉の問題や法律、商習慣の違いからトラブル発生時の解決が難しい場合があります。ネット通販のトラブルを防ぐには、注文前に契約内容や信頼性をしっかりと確認することが重要です。

# こんな相談が寄せられています！

詐欺の手口や消費生活に関するトラブルは年々多様化・複雑化しており、自分一人で判断してしまうと思ってもよらない損害が生じることもあります。

トラブル事例

①

メールで「～に当選しました！詳細はこちら」の表示をクリックし、高額の料金の送金や個人情報を教えてしまった。

SMSやメールで高額当選通知が届き、お金を受け取るために必要と言われ、何度も電子マネーで支払っているが、お金を受け取れない。



**<ポイント！>申し込んでいない宝くじや懸賞に当選することはありません！**

- ・身に覚えのないメール等が届いた場合は、不用意に添付ファイルを開いたりURLをクリックしないようにしましょう。
- ・表示されている連絡先には絶対に連絡しないようにしましょう。

トラブル事例

②

「初期費用無料！」、「誰でも稼げる！」といった副業サイトの広告から契約したが、後から説明にはなかった高額料金を請求された。

高額収入を得られると強調された広告を見て連絡したところ、高額な契約をすれば副業や投資等で儲けることができるノウハウを教えると勧誘されたが、実際は説明と異なり儲からない。



**<ポイント！>簡単に高額収入を得られることを強調する広告・宣伝に要注意！**

- ・ノウハウなどの情報を販売する「情報商材」は契約前に中身を確認することができません。「誰でも簡単に」などの甘い言葉は注意が必要です。
- ・クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約する前に、契約内容や信頼性を十分に確認しましょう。

## 他にもこんな相談がありました

- ・保健所の職員を名乗る者から「給付金がある。家族は何人か。」と電話があった。
- ・市の職員を名乗る者から「保険金を支払いすぎているため、還付金がある。ATMまでいってこないか。」と電話があった。
- ・インターネットを利用中、突然「入会ありがとうございます。会費〇〇円」という表示がされた。
- ・お金の困り、高額な借金をしてしまったが、返済が滞っている。



**困ったときは、高山市消費生活センターへ**

お金を請求されて、支払う必要があるかどうかわからない場合や、トラブルに巻き込まれたかもしれないと不安な場合は、高山市消費生活センターや警察の窓口など公的な相談窓口にご相談ください。

# ちょっと待った! 契約する前に確認しよう

本当に必要なのかな…

そんなうまい話あるのかな…

返品したいときどんな条件になるのかな…



一人で悩まず、  
消費生活センターへ  
相談しよう!



「悪質商法等による被害にあった」などの消費者トラブルで困っていることはありませんか? 「相談する相手がない」「人には知られたくない」「相談してよいかわからない」と一人で悩みを抱えている人は少なくありません。

大切なのは、すぐに相談することです。困ったときは、一人で抱え込まないで

まずは **高山市消費生活センター** (高山市役所協働推進課内)

**☎ 0577-35-2030** へお電話を!

土日もつながる! 全国どこからでもお住まいの近くにある相談窓口へつながる!

**消費者ホットライン ☎188** もご利用ください

## ◆積極的な情報収集をしましょう

高山市メール配信サービス (配信項目「安全安心」) <https://service.sugumail.com/takayama/>

※利用料や登録料は無料ですが、通信費 (パケット通信料) は登録者の負担となります。

※メール配信が繋がらないなどの問合せ先はこちら

▶すぐメールヘルプデスク ☎ 0120-670-970 (平日 9:00~18:00)

携帯電話からの登録は右のQRコードからどうぞ

